

会津若松市保育人材確保支援事業補助金交付要綱

(令和8年6月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の確保及び定着を促進し、保育環境の充実や保育所等の運営の安定を図るため、保育士等に対し、予算の範囲内で会津若松市保育人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 本市の区域内に存し、かつ、県の認可を受けた私立の保育所若しくは認定こども園又は市の認可を受けた地域型保育事業を行う施設をいう。
- (2) 保育士等 保育士資格を有し、かつ、本市に住所を有する者のうち、現に月120時間以上常態的に継続して保育所等に勤務している者をいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員、園長、副園長等の管理職員は除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たす保育士等とする。

- (1) 臨時雇用（期間が1年未満の雇用をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (2) 毎年10月1日時点（以下「基準日」という。）において、第5条の規定により算出される勤務月数が別表に掲げるいずれかの勤務月数を満たすこととなること。
 - (3) 市長が特に認めるものを除き、過去に同種の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (4) 市税等の滞納がないこと。
- 2 前項第1号の臨時雇用は、保育士等がその勤務する保育所等を運営する者との間で有期雇用契約が反復して更新されるなどの事情により、期間の定めのない雇用契約と実質的に異ならない勤務形態と市長が認める場合を除く。この場合において、当該保育士等は、同一の保育所等で1年以上継続して勤務していることを要することとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、別表左欄に掲げる勤務月数に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる補助金の額に相当する額の会津コイン（一般社団法人A i C Tコンソーシアム（第9条において「コンソーシアム」という。）が企画し、株式会社みずほ銀行が発行する対象商品の代金支払に利用することが可能な電磁的記録をいう。以下同じ。）を支給する方法により交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、現金により交付することができる。
- (1) 災害、システム障害その他の事故により会津コインによる交付が困難な場合
 - (2) その他、市長がやむを得ないと認める事情がある場合

（勤務月数の算出）

第5条 勤務月数は、交付対象者が保育士等としての勤務を始めた日から翌月応当日の前日まで保育所等で勤務した月を1月として算出する。この場合において、複数の保育所等で勤務した交付対象者に係る勤務月数は、各保育所等における勤務月数を合算するものとする。

- 2 勤務月数は、交付対象者が令和8年4月1日より前に保育所、認定こども園等で勤務した期間の月数を含めて算出するものとする。この場合において、当該期間については、当該交付対象者が本市に住所を有するか否かを問わないものとする。
- 3 次の各号に該当する月は、勤務月数に含めない。
 - (1) 公立の保育所園等で勤務した期間における月
 - (2) 交付対象者が育児休業、病気休暇等長期間の休暇の取得等により継続して1月以上勤務をしなかった期間における月
 - (3) 臨時雇用として勤務した期間における月
 - (4) その他市長が認める期間における月

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、会津若松市保育人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 勤務証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付対象者は、別表に掲げる勤務月数を満たした直後の基準日が属する年度に限り、前項の申請を行うことができる。ただし、令和8年4月1日時点における勤務月数が別表に掲げる勤務月数を超えている場合には、当該勤務月数の区分に係る補助金については、申請できない。
- 3 市外から市内に転入してきたことにより交付対象者となった者は、転入してきた日以後初めて別表に掲げる勤務月数を満たした場合から申請できるものとし、同日の時点において既に別表に掲げる勤務月数を超えている場合は、その区分に係る補助金については、申請できない。
- 4 過去に会津若松市保育人材確保支援事業補助金の交付に関する要綱（令和6年3月29日決裁）に基づき、会津若松市保育人材確保支援事業補助金の交付を受けた者については、別表の勤務月数12月の区分に係る補助金は申請できない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

(留意事項)

第9条 第4条の規定に基づき交付対象者へ支給する会津コインを用意するためにコンソーシアムが必要とする経費の負担について、必要な事項は別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(会津若松市保育人材確保支援事業補助金の交付に関する要綱の廃止)

2 会津若松市保育人材確保支援事業補助金の交付に関する要綱（令和6年3月29日決裁。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定による会津若松市保育人材確保支援事業補助金の交付決定を受けている者に係る旧要綱の規定は、この要綱の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第6条関係）

勤務月数	補助金の額
12月	5万円
36月	10万円
60月	15万円
120月	20万円